

報告第9号

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月4日提出

鹿屋市長 郷 原 拓 男

専決第 7 号

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年8月14日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

- 1 和解契約書 別紙（示談書）のとおり（非公開）
- 2 損害賠償額 126,984円
- 3 和解の相手方 鹿屋市在住者
- 4 事故の状況

別紙示談書の日時場所において、会計年度任用職員（道路建設課道路維持作業員）が刈払機で除草作業をしていたところ、市道沿いに駐車していた相手方所有の車両に跳ねた石が当たったことにより、相手方車両のリアガラスを破損したものの

5 示談の内容

本件事故による損害賠償金として、相手方に対し、本件事故により損傷させた相手方車両の損害額（126,984円）を支払う。

（専決処分の理由）

議会の議決により指定された市長において専決処分することができる事項に本件が該当するので、専決処分するものである。